

2 川 監 第 5 1 4 号  
令和 2 年 1 0 月 1 2 日

請求人 株式会社 宏洋商会  
代表取締役 内山 弘二 様

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

#### 川崎市職員措置請求について（通知）

令和 2 年 9 月 1 7 日付け川崎市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）については、次の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条の要件を欠いて不適法であり、これを却下することとしたので、その旨を通知します。

## 理 由

1 本件措置請求は、請求書によると、市が行っている船舶給水業務について、外国船に供給した場合、これは輸出取引であるので、外国船が本市に支払う手数料の消費税が免税され非課税となるにもかかわらず、本市が受託者（給水事業者）に支払う費用には消費税を含めて支出していることから、この消費税相当分を損害と認定し、市が受託者に返還することを求めるよう請求しているものと解される。

2 本市における船舶給水業務の内容は、給水希望者が本市に船舶への給水申請を行い、本市が受託者（給水事業者）に給水を希望する船舶に給水するよう指示を出し、受託者が給水船により給水を希望する船舶に対して給水を行い、給水希望者は本市に給水量に応じて手数料を納付し、本市は受託者に給水費用を委託料として支払うというものである。

3 この際、給水対象が外航船である場合、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法施行令（昭和63年政令第360号）の規定により、本市と外航船（給水希望者）との間の契約が輸出取引として免税となりうる。

しかしながら、本市と受託者との間の船舶給水業務委託契約は、本市の指示に基づいて受託者である給水事業者が役務を提供し、本市がその役務の対価を受託者に支払うというもので、本市と受託者との2者間の契約であって、給水対象者が免税となるか否かとは無関係である。

したがって、船舶給水業務委託契約は、国内において受託者（給水事業者）が事業として対価を得て行う取引にほかならず、消費税の課税対象となる取引であると認められ、船舶給水業務委託に係る支出に違法性、不当性を認めることはできない。

4 よって、本件措置請求は、法第242条の要件を欠き不適法であるので、合議によりこれを却下すべきものと判断した。